

高松市監査委員告示第5号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和7年1月9日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

監査結果に基づく措置通知
(包括外部監査)



令和 7 年 1 月 9 日

高 松 市 監 査 委 員

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 平成24年度

監査テーマ2 高松市の関連諸団体

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
1	意見	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松市役所退職者友交会）	P147、193	総務局	人事課	R6.11.29
2	意見	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（高松市役所退職者友交会）	P148、193			
3	意見	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（高松市職員共済会）	P148、195			

監査実施年度 令和元年度

監査テーマ3 高松市の空家に関連する政策

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
4	意見	空き家データベースを活用することについて	P 166	市民局	くらし安全安心課	R6.11.15

監査実施年度 令和2年度

監査テーマ 持続可能な財政運営

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
5	指摘	プロポーザル方式による業者選定及び評価の実施に当たり、合理的理由が説明できるよう、確認と記録を行うことについて	P 89	教育局	保健体育課	R6.11.27
6	意見	固定資産台帳への登録に係る行政財産と普通財産を適正に区分し管理することについて	P 16	財政局	財政課	R6.11.15
7	意見	指定管理者の公募に係る業務の内容の見直しについて	P 209	都市整備局	公園緑地課	R6.11.15

監査実施年度 令和4年度

監査テーマ 高松市の外郭団体等に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
8	指摘	外国人留学生への助成制度の在り方を検討することについて（公益財団法人高松市国際交流協会）	P 68	創造都市推進局	観光交流課 都市交流室	R6.11.28
9	指摘	助成金の交付日付を記録することについて（公益財団法人高松市国際交流協会）	P 69			
10	指摘	一括償却資産に係る会計処理及び注記事項の誤りについて（公益財団法人高松市国際交流協会）	P 69			

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
11	意見	協会誌の配布場所の検討を行うことについて（公益財団法人高松市国際交流協会）	P70	創造都市推進局	観光交流課 都市交流室	R6.11.28

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松市役所退職者友交会）	
意 見 の 内 容	市の職員が何らかの事務を行う団体では、事務処理の根拠を明確にするためにも、総会・理事会などの決定機関の議事録を作成し、参加者のうちから署名人を選定して、署名を受けることを原則とするべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P147、193	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月29日
所 管 課 等	総務局 人事課
措 置 結 果	本件意見については、平成28年度から、定例総会及び役員会開催時に議事録を作成し、参加者の中から議事録署名人2名を選出して、署名を受けることとしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（高松市役所退職者友交会）	
意 見 の 内 容	監事に実施してらうべき項目のチェックリストを作成し、監事監査時に提示し、必要事項の監査を受けることが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P148、193	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月29日
所 管 課 等	総務局 人事課
措 置 結 果	本件意見については、平成27年度決算から、監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることとしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（高松市職員共済会）	
意 見 の 内 容	監事に実施してらうべき項目のチェックリストを作成し、監事監査時に提示し、必要事項の監査を受けることが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P148、195	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月29日
所 管 課 等	総務局 人事課
措 置 結 果	本件意見については、令和6年度上半期決算から、監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることとしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和元年度／高松市の空家に関連する政策	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	空き家データベースを活用することについて	
意 見 の 内 容	高松市が市費を投じて行った委託による空き家に関するデータベースは、高松市の空き家政策に活用する必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P 166	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月15日
所 管 課 等	市民局 くらし安全安心課
措 置 結 果	本件意見については、平成30年度及び令和4年度に実施した空き家等実態調査に基づき、最新の空き家データベースを作成し、各実態調査結果の比較を行うなど、市内の空き家の実態について詳細な分析を行っている。 また、その分析結果等を活用し、6年3月に、今後8年間の空き家施策の基本方針を定めた、第2期高松市空家等対策計画を策定し、空き家データベースを基に、危険空き家の対策及び空き家の利活用施策について目標値を設定するなど、計画的に空き家施策を推進することとしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和2年度／持続可能な財政運営	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	プロポーザル方式による業者選定及び評価の実施に当たり、合理的理由が説明できるよう、確認と記録を行うことについて	
指 摘 の 内 容	市が5年間で7千万円以上の負担増加となる業者の選定過程について、根拠が必ずしも明確ではない。プロポーザル方式の主観評価について、他の者と大きく異なる評価を付した評価者が出た場合、その理由を評価者間で共有し、必要に応じて業者に内容を確認のうえ、再評価し、その経過を記録に残すことが望まれる。プロポーザル評価を実施するにあたって、後日、評価が十分に合理性のあることについて、市民に説明できるように実施し、その内容について、記録を行う必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P89	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月27日
所 管 課 等	教育局 保健体育課
措 置 結 果	本件指摘事項については、監査結果報告を受け、プロポーザル評価を実施するに当たり、評価が十分に合理性のあることについて説明できるよう、その内容を記録することに改めた。 なお、令和5年7月に実施した「高松市南部エリア学校給食共同調理場（仮称）整備基本計画策定及び民間活力（PPP／PFI）導入可能性調査業務委託に係る公募型プロポーザル」においては、各評価委員による審査後に、委員全員で事業者の提案内容について振り返り、講評を行うとともに、その経過を記録に残している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和2年度／持続可能な財政運営	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	固定資産台帳への登録に係る行政財産と普通財産を適正に区分し管理することについて	
意 見 の 内 容	固定資産台帳への登録は、財産を所管する部署からの情報収集により実施される。次の情報収集時には、行政財産と普通財産の区分を誤らないよう、注意喚起することが望まれる。また、普通資産の範囲を明確にしたうえで、普通財産として管理されているもののうち、行政財産とすべきものがないか、検討することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P16	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月15日
所 管 課 等	財政局 財政課
措 置 結 果	本件意見については、令和4年度固定資産台帳作成時から、財産を所管する部署への照会時に、行政財産と普通財産の区分を誤らないよう、照会票の記載要領内に留意事項を設け、注意喚起を行っている。 また、対象課からの回答により、普通財産として管理されているもののうち、行政財産とすべきものがないか検討し、必要に応じて修正するなど、適正な台帳管理を行っている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和2年度／持続可能な財政運営	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	指定管理者の公募に係る業務の内容の見直しについて	
意 見 の 内 容	指定管理者を公募する際の業務の内容について、競争性を高くするよう、見直すことが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P209	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月15日
所 管 課 等	都市整備局 公園緑地課
措 置 結 果	本件意見については、単独で指定管理者を指定していた、あじ竜王山公園について、令和元年度から、牟礼・庵治地区内の他の4公園と併せた5公園のグループとして、指定管理者を指定するなど、管理する施設をまとめて公募することによって、更なる事務の効率化を図るとともに、競争性を高める取組を行っており、3年度に供用開始した亀水中央公園においても、指定管理者制度を導入し、6年度以降の指定管理者を選定するための公募では、2者から応募があり、競争によって指定管理者を決定した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和4年度／高松市の外郭団体等に係る財務に関する事務の 執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	外国人留学生への助成制度の在り方を検討することについて（公益財団法人高松市国際交流協会）	
指 摘 の 内 容	「高松市私費外国人留学生国民健康保険料助成制度」の財源は、市からの補助金が充てられている。他方、高松市国民健康保険条例では、保険料額の減免が規定されている。当該助成制度は、本条例の例外的な対応とみることできる。当該補助金を継続して行うのであれば、市において、条例を見直し、減免対象として加えることを検討すべきであり、外郭団体である当該団体が行う施策でないものとする。また、当該助成制度が市の国際交流施策として、どの程度貢献しているのか不明確であり、基金を取り崩している経営状態を加味して当該補助金を継続するか否かを検討すべきである。当該団体として実施する留学生に対する助成制度の在り方について、理事や評議員の意見なども踏まえて慎重に検討すべきである。	
報告書該当 ページ	P68	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年11月28日
所 管 課 等	創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 観光交流課都市交流室
措 置 結 果	本件指摘事項については、公益財団法人高松市国際交流協会理事会及び評議員会での議論等を踏まえ、制度の在り方を検討した結果、令和5年度末をもって高松市私費外国人留学生国民健康保険料助成制度を廃止した。 また、6年度からは、新たな制度として、私費外国人留学生学習支援事業を実施することとし、学習支援金を支給することを通じて、私費外国人留学生への支援を行うこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和4年度／高松市の外郭団体等に係る財務に関する事務の 執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	助成金の交付日付を記録することについて（公益財団法人高松市国際交流協会）	
指 摘 の 内 容	交付期間が限定的であるものの、受領者からの受取のサインと合わせて、受領日（協会側の支払日）を記録すべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P69	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月28日
所 管 課 等	創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 観光交流課都市交流室
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和5年3月支給分から、助成金の受取確認書類に、交付日（受領日）を記入することとした。 なお、高松市私費外国人留学生国民健康保険料助成制度は令和5年度末をもって廃止し、6年度からは、新たな制度として、私費外国人留学生学習支援事業を実施している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和4年度／高松市の外郭団体等に係る財務に関する事務の 執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	一括償却資産に係る会計処理及び注記事項の誤りについて（公益財団法人高松市国際 交流協会）	
指 摘 の 内 容	一括償却資産に関する会計処理及び財務諸表の注記を適切に行う必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P69	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月28日
所 管 課 等	創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 観光交流課都市交流室
措 置 結 果	本件指摘事項については、監査結果を踏まえ、令和4年度分から、貸借対照表及び財務諸表に対する注記を、公益法人会計基準に基づく適切な表記に改めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和4年度／高松市の外郭団体等に係る財務に関する事務の 執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	協会誌の配布場所の検討を行うことについて（公益財団法人高松市国際交流協会）	
意 見 の 内 容	協会誌の発送先を、毎年見直し、国際交流者の利用が想定される場所に効果的に配布 することが望ましい。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P70	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月28日
所 管 課 等	創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 観光交流課都市交流室
措 置 結 果	本件意見については、協会誌の対象者として、インバウンド（訪日外国人旅行者）で はなく、在住外国人を想定しているため、在住外国人の目に触れやすい、コミュニティ センターや教育機関等に配置している。